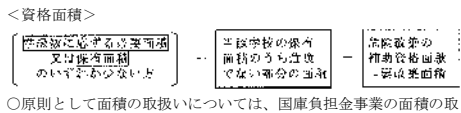


## 第 7 教育スポーツ部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校	小中学校、義務教育学校校舎新増築事業 (公立学校施設整備費国庫負担金)	市町村	教室不足を解消するための校舎の新築又は増築事業(買収その他これに準ずる方法による取得を含む、以下公立小中学校等施設について同じ。)	国直 補助対象事業費の1/2 (離島の場合は5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<資格面積> 「学級数に応ずる必要面積」－「当該学校の保有面積」 ＝「資格面積」 <教室不足> ①普通教室の数、②普通教室の総面積、③特別教室の数、④特別教室の総面積、⑤多目的教室の総面積、⑥多目的教室及び少人数授業用教室の総面積のいずれかが文部科学大臣が定める基準に達していない場合の状態をいう。 <学級数の算定日> 新増築を行う年度の5月1日で算定する。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
	小中学校、義務教育学校屋内運動場新増築事業 (公立学校施設整備費国庫負担金)	市町村	屋内運動場の新築又は増築事業	国直 補助対象事業費の1/2 (離島の場合は5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<資格面積> 「学級数に応ずる必要面積」－「当該学校の保有面積」 ＝「資格面積」 <学級数の算定日> 新増築を行う年度の5月1日で算定する。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
	小中学校、義務教育学校校舎等の新増築事業 (公立学校施設整備費国庫負担金)	市町村	小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに併せて必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築事業	国直 <校舎> 補助対象事業費の1/2 (離島、過疎の場合は5.5/10) <屋内運動場> 補助対象事業費の1/2 (過疎の場合は5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<資格面積> 「学級数に応ずる必要面積」－「統合学校の保有面積」 ＝「資格面積」 校舎、屋内運動場ごとに計算する。 <学級数の算定日> ①統合を行う年度に新増築を行う場合 ・4月1日以降5月1日までに統合を行う場合・・・5月1日 ・5月2日以降翌年の3月31日までに統合を行う場合・・・統合日 ②統合を行う年度前3年度内に新増築を行う場合 ・4月1日以降5月1日までに統合を行う場合・・・統合を行う年度の5月1日 ・5月2日以降翌年の3月31日までに統合を行う場合・・・統合日 学校統合が条例等で定められたものに限り、統合予定年度の3年度前から整備することができる。 ※統合後やむを得ない理由等があり学校建物の新増築が遅れた場合でも、あらかじめ協議を行い文部科学大臣が必要と認めたものについては統合事業とすることができる(おおむね6年程度)。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	財務施設課
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)・特別支援学校・幼稚園(注)	構造上危険な状態にある建物の改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	構造上危険な状態にある建物の改築事業	国直 補助対象事業費の1/3 (小中・義務・中等(前期)の過疎地域の場合は5.5/10、小中・義務・中等(前期)・特支(小中)の離島の場合は5.5/10、学校施設以外の公共施設との複合化・集約化を図る場合は1/2)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む) ※義務教育諸学校が対象	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<資格面積>  ○原則として面積の取扱いについては、国庫負担金事業の面積の取扱いに準ずる。 <構造上危険な状態にある建物> 建物の骨組みが危険な状態にある建物をいう。この危険な状態の度合いは耐力度で表示し、耐力度は構造耐力、健全度及び立地条件について耐力度調査票により測定する。耐力度調査を行った結果、耐力度数(10,000点満点)が次の点数以下になった建物を構造上危険な状態にある建物という。 ・木造・・・5,500点 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造等・・・4,500点 ※耐力度の特例あり。(詳細は公立学校施設整備事務ハンドブック参照) (注) 幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む(以下同じ)。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)・特別支援学校・幼稚園	不適格改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	教育を行うのに著しく不適当な事情のある建物の改築事業	<p>国直</p> <p>補助対象事業費の1/3</p> <p>(小中・義務・中等(前期)の過疎地域の場合は5.5/10、小中・義務・中等(前期)・特支(小中)の離島の場合は5.5/10、学校施設以外の公共施設との複合化・集約化を図る場合は1/2)</p>		学校教育施設等整備事業<充当率>90%(財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対債は50%)	<p>&lt;不適格改築の対象となる建物&gt;</p> <p>①耐震力不足建物の条件を満たすもの</p> <p>②全面改築の条件を満たすもの</p> <p>③適正配置の条件を満たすもの</p> <p>④津波浸水想定区域内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるもの</p> <p>○原則として面積の取扱いについては、国庫負担金事業の面積の取扱いに準ずる。</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	財務施設課
	津波移転改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる建物の高台への移転改築事業	<p>国直</p> <p>補助対象事業費の1/2</p>		学校教育施設等整備事業<充当率>90%(財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対債は50%)	<p>&lt;要改築面積&gt;</p> <p>学級数に応ずる必要面積又は保有面積のいずれか少ない方の面積</p> <p>&lt;対象要件&gt;</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	財務施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																												
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)・特別支援学校・幼稚園	地震防災対策事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地震財特法)」で規定する「地震対策緊急整備事業計画」に計上された改築または補強事業、あるいは「地震防災対策特別措置法(地震特措法)」で規定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に計上された改築または補強事業	国庫 補助率は施設の区分により異なる。 (説明欄参照)		地震財特法の規定に基づく事業及び地震特措法の規定に基づく事業  学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対債は50%)	<p>&lt;施設別補助率&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">原則</th> <th colspan="4">算定割合の特例</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">地震財特法</th> <th colspan="2">地震特措法</th> <th rowspan="2">I<sub>s</sub> 値 0.3 未満 I<sub>w</sub> 値 0.7 未満</th> </tr> <tr> <th>I<sub>s</sub> 値 0.3 以上</th> <th>I<sub>s</sub> 値 0.3 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小学校 中学校 義務教育 学校 中等教育 学校の前期 課程</td> <td rowspan="2">改築</td> <td>校舎</td> <td>1/3</td> <td>1/2</td> <td>1/2 (※3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場、 寄宿舎</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>1/2 (※3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補強</td> <td>校舎</td> <td>1/3</td> <td>1/2 (※1)</td> <td>2/3</td> <td>1/2 (※2)</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場、 寄宿舎</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>2/3</td> <td>1/2 (※2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特別支援 学校(幼・ 小・中) 幼稚園 (※4)</td> <td rowspan="2">改築</td> <td>校舎、 屋内運動場、 寄宿舎</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>1/2 (※3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>校舎、 屋内運動場、 寄宿舎</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補強</td> <td>校舎、 屋内運動場、 寄宿舎</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>校舎、 屋内運動場、 寄宿舎</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特別支援 学校(高)</td> <td>改築</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補強</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浄水型水泳プール</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 非木造のものに限る。また、昭和53年度から昭和55年度までの各年度の財政力指数を合算したものの1/3の数値が0.50以下の設置者が設置するもの又は地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準(I<sub>s</sub> 値0.3未満又はq 値0.5未満)に該当するものにあつては2/3。  ※2 非木造のものに限る。  ※3 地震による倒壊の危険性が高いものうち、コンクリート強度が10.0N/mm<sup>2</sup>未満であるもの。もしくは、やむを得ない理由により補強が困難であると文部科学大臣が認める場合の改築に限る。  ※4 幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園については、予算上の措置により、幼稚園と同等の内容となる。</p> <p>&lt;地震改築事業(地震財特法)&gt;  ① 事業要件  「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」参照  ② 資格面積  「構造上危険な状態にある建物の改築事業」参照</p> <p>&lt;不適格改築事業(地震特措法)&gt;  ① 事業要件  地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される不適格改築事業のうち、以下に該当するもの。  ・I<sub>s</sub> 値0.3未満又はq 値0.5未満(CTU・SD 値(終局時累積強度指標×構造物(層)の終局限界における累積強度指標値)0.15未満)の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物のうち、コンクリート強度が10.0N/mm<sup>2</sup>未満であるもの。  ・I<sub>s</sub> 値0.3未満又はq 値0.5未満(CTU・SD 値0.15未満)の非木造建物及びI<sub>w</sub> 値(木造建物の構造耐震指標)0.7未満の木造建物のうち、技術上補強を行うことが困難であると文部科学大臣が認める場合(「公立学校建物の耐震診断実施要領に基づく耐震診断方法の適用等について(通知)」)。  ※国庫補助率が嵩上げとなる改築要件は、別途通知(「地震防災対策特別措置法の規定により、国庫補助率が嵩上げとなる改築要件」)参照  ② 資格面積  「不適格改築事業」参照</p> <p>&lt;耐震補強事業&gt;  ① 事業要件  ・I<sub>s</sub> 値0.7未満又はq 値1.0未満(CTU・SD 値0.3未満)の鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物  ・I<sub>s</sub> 値がおおむね1.0以下で、かつ、補強を必要とする特別な理由のある建物  ・上記以外の非木造建物で、文部科学大臣が認めるもの(公的機関の確認を受けること。)  ・I<sub>w</sub> 値1.1未満の木造建物  なお、非木造建物については、補強後の当該建物に係るI<sub>s</sub> 値が0.7を超え、かつq 値が1.0を超えること。木造建物については、補強後の当該建物のI<sub>w</sub> 値が1.1を超えること。又は当該補強によってこれらと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。  ② 工事内容  耐震性能判定表に明記された、学校建物の耐震性能向上を趣旨とした工事</p>	区分	原則	算定割合の特例				地震財特法	地震特措法		I <sub>s</sub> 値 0.3 未満 I <sub>w</sub> 値 0.7 未満	I <sub>s</sub> 値 0.3 以上	I <sub>s</sub> 値 0.3 以上	小学校 中学校 義務教育 学校 中等教育 学校の前期 課程	改築	校舎	1/3	1/2	1/2 (※3)	—	屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	1/2 (※3)	—	補強	校舎	1/3	1/2 (※1)	2/3	1/2 (※2)	屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	2/3	1/2 (※2)	特別支援 学校(幼・ 小・中) 幼稚園 (※4)	改築	校舎、 屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	1/2 (※3)	—	校舎、 屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	2/3	—	補強	校舎、 屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	2/3	—	校舎、 屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	—	—	特別支援 学校(高)	改築	1/3	—	—	—		補強	1/3	—	—	—	浄水型水泳プール		1/3	—	—	1/2	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律  地震防災対策特別措置法  公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目  公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目  学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
区分	原則	算定割合の特例																																																																																				
		地震財特法	地震特措法		I <sub>s</sub> 値 0.3 未満 I <sub>w</sub> 値 0.7 未満																																																																																	
			I <sub>s</sub> 値 0.3 以上	I <sub>s</sub> 値 0.3 以上																																																																																		
小学校 中学校 義務教育 学校 中等教育 学校の前期 課程	改築	校舎	1/3	1/2	1/2 (※3)	—																																																																																
		屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	1/2 (※3)	—																																																																																
	補強	校舎	1/3	1/2 (※1)	2/3	1/2 (※2)																																																																																
		屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	2/3	1/2 (※2)																																																																																
特別支援 学校(幼・ 小・中) 幼稚園 (※4)	改築	校舎、 屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	1/2 (※3)	—																																																																																
		校舎、 屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	2/3	—																																																																																
	補強	校舎、 屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	2/3	—																																																																																
		校舎、 屋内運動場、 寄宿舎	1/3	—	—	—																																																																																
特別支援 学校(高)	改築	1/3	—	—	—																																																																																	
	補強	1/3	—	—	—																																																																																	
浄水型水泳プール		1/3	—	—	1/2																																																																																	



施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																													
公立小中学校・義務教育学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園	大規模改造事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	「経年により、通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置」及び「建物の用途変更に伴う改装等」の大規模改造に係る事業	国直 補助対象事業費の1/3  (財政力指数が1.0を超える設置者の場合は2/7)  (障害児等対策施設整備工事は、整備を行う学校の保有面積が2000㎡以上の場合1/2)		障害児等対策施設整備工事 (義務教育諸学校(特別支援学校を除く))  学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)  その他工事(義務教育諸学校)  学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対債は50%)  元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;事業概要&gt;</p> <p>① 大規模改造(老朽)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築後20年以上経過したものについて建物全体を改造する工事</li> </ul> <p>② 大規模改造(教育内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育内容・方法の多様化等に適合させるための内部改造工事</li> <li>・内部環境改善を図る改造工事</li> </ul> <p>③ 大規模改造(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ環境を改善するため、全体的に改修を行う工事</li> </ul> <p>④ 法令等に適合させるための工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令又は条例に合致していない既存学校施設等を関係法令等に適合させるための工事</li> </ul> <p>⑤ スプリンクラーの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校の寄宿舎におけるスプリンクラーの設置に要する工事及びその関連工事</li> </ul> <p>⑥ 空調設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒及び教職員等が使用するすべての部屋(普通教室や屋内運動場及び学校給食施設を含む。)を対象とし、その冷暖房設備の設置(工事を伴う新設・更新)に要する工事及びその関連工事</li> <li>・空調移設工事</li> </ul> <p>⑦ 障害児等対策施設整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児等の学習環境を改善する工事</li> <li>・地域コミュニティの拠点として学校を整備する上で、施設のバリアフリー化のために必要と認められる工事(エレベータ、自動ドア、スロープ等)</li> </ul> <p>⑧ 防災対策施設整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策の観点から必要となる工事</li> </ul> <p>&lt;交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)&gt;</p> <p>上限額は、2億円(過去急増市町村(注)にあっては3億円)とする。</p> <p>また、2箇年以上の工事に対しては、上限額については単年度毎に適用し、下限額は工事全体の施設整備計画に計上している実工事費に対して適用する。</p> <p>なお、それぞれの補助メニューの下限額は学校単位ごとに上回っていれば、補助対象とする。</p> <p>&lt;下限額一覧&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">小学校、中学校 義務教育学校及び 中等教育学校 (前期課程)</th> <th colspan="2">特別支援学校 (幼稚・小中・高等部) (市町村立を含む。)</th> <th rowspan="2">幼稚園</th> </tr> <tr> <th>対象等</th> <th>対象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模改造(老朽)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物全体の改修</td> <td rowspan="2">経年20年</td> <td>7,000万円</td> <td>7,000万円</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>小規模校等</td> <td>1,000万円</td> <td>1,000万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模改造(質的整備)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育方法等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トイレ改修</td> <td></td> <td>400万円</td> <td></td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>法令適合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td></td> <td>対象外</td> <td>400万円</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>空調設置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児等対策</td> <td></td> <td>400万円</td> <td></td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>防災対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大規模改造(補強)については[3]地震防災対策事業に記載</p> <p>(注)昭和48年度から平成9年度において、義務令附則第3項の規定に基づき、児童又は生徒が急増している地域として指定された市町村等をいう(以下同じ)。</p>	区分	小学校、中学校 義務教育学校及び 中等教育学校 (前期課程)	特別支援学校 (幼稚・小中・高等部) (市町村立を含む。)		幼稚園	対象等	対象等	大規模改造(老朽)					建物全体の改修	経年20年	7,000万円	7,000万円	400万円	小規模校等	1,000万円	1,000万円		大規模改造(質的整備)					教育方法等					トイレ改修		400万円		400万円	法令適合					スプリンクラー		対象外	400万円	対象外	空調設置					障害児等対策		400万円		400万円	防災対策					義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  公立学校施設費国庫負担金等に関する法律  学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課 保健体育課
区分	小学校、中学校 義務教育学校及び 中等教育学校 (前期課程)	特別支援学校 (幼稚・小中・高等部) (市町村立を含む。)		幼稚園																																																																			
		対象等	対象等																																																																				
大規模改造(老朽)																																																																							
建物全体の改修	経年20年	7,000万円	7,000万円	400万円																																																																			
		小規模校等	1,000万円	1,000万円																																																																			
大規模改造(質的整備)																																																																							
教育方法等																																																																							
トイレ改修		400万円		400万円																																																																			
法令適合																																																																							
スプリンクラー		対象外	400万円	対象外																																																																			
空調設置																																																																							
障害児等対策		400万円		400万円																																																																			
防災対策																																																																							

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																	
公立小中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園	公害防止事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	公害(環境基本法第2条第3項の公害をいう。)の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築及び、二重窓、換気装置その他の公害防止事業	国庫 補助対象事業費の1/3  (小中・義務・中等(前期)・特支(小中)の離島5.5/10))		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;事業概要&gt;</p> <p>①騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採択範囲:「学校環境衛生基準」の判定基準に適合しない教室が対象</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">騒音の騒音レベル</th> <th rowspan="2">工事種別</th> </tr> <tr> <th>壁を閉めている時</th> <th>壁を開けている時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60dB以下</td> <td>65dB以下</td> <td>改築、改修、全壊及び修繕</td> </tr> <tr> <td>60dB以下</td> <td>65dB以下</td> <td>改修及び修繕</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 騒音・振動防止対策が実施済みである場合は、当該対策の効果を踏まえ、必要に応じて改築を行う。</p> <p>注2 改修: 騒音の低減の一部を事業費とする。</p> <p>注3 修繕: 騒音の低減が当該部分の1単に限定して行う。</p> <p>注4 修繕: 修繕を要する工事。</p> <p>※改築及び修繕工事には、二重窓、換気装置、防振装置及び防振基礎等の騒音防止工事が含まれる。</p> <p>②大気汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採択範囲: 大気汚染の状況が次の環境基準に適合しない地域に在る学校建物とする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>二酸化硫黄 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.10ppm以下</li> <li>一酸化炭素 1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下</li> <li>浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下</li> <li>二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下</li> <li>光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染に係る防止工事を行う大気汚染の程度及び工事種別は次のとおり</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚染程度</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽度汚染</td> <td>改修、改修、修繕及び修繕</td> </tr> <tr> <td>中度汚染</td> <td>改築及び修繕</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 重度汚染: 都道府県における以上の汚染物質の濃度に該当する場合及び当該地域の汚染状況にあるもの。</p> <p>注2 軽度汚染: 都道府県において、注1以外のもの。</p> <p>注3 改築、改修、修繕の定義は、騒音に同じ。</p> <p>※改築及び修繕工事には、防振装置、防振基礎及び防振基礎等の騒音防止工事が含まれる。</p>	騒音の騒音レベル		工事種別	壁を閉めている時	壁を開けている時	60dB以下	65dB以下	改築、改修、全壊及び修繕	60dB以下	65dB以下	改修及び修繕	汚染程度	工事種別	軽度汚染	改修、改修、修繕及び修繕	中度汚染	改築及び修繕	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目  学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
騒音の騒音レベル		工事種別																									
壁を閉めている時	壁を開けている時																										
60dB以下	65dB以下	改築、改修、全壊及び修繕																									
60dB以下	65dB以下	改修及び修繕																									
汚染程度	工事種別																										
軽度汚染	改修、改修、修繕及び修繕																										
中度汚染	改築及び修繕																										
	防災機能の強化に関する事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	防災機能を強化するための施設整備事業	国庫 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p>&lt;整備内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築非構造部材の耐震対策工事</li> <li>児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事</li> <li>屋外防災施設</li> <li>自家発電設備の整備</li> <li>その他防災機能強化に資する工事</li> </ol> <p>※高等学校及び中等教育学校の後期課程は③のみ対象</p> <p>&lt;交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1校あたり400万円以上、上限額は2億円(過去急増市町村にあつては3億円)</li> <li>自家発電設備の整備については、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」。ただし、1校500万円が上限</li> </ul>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目  学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課																	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要						
公立小中学校・義務教育学校	学校統合に伴う既存施設の改修事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとする又は統合したことに伴い実施する既存の校舎又は屋内運動場の改修事業	国直 補助対象事業費の1/2 (校舎・屋内運動場の過疎、校舎の離島 5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債 15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p>&lt;事業概要&gt;</p> <p>① 老朽建物の長寿命化を図るために必要な工事を行う事業(長寿命化改良事業)</p> <p>② 建物全体の改修工事を行う事業(長寿命化改良事業を除く)</p> <p>③ 既存施設を統合校舎等として使用するために必要な改修工事を行う事業</p> <p>a 学校統合に伴い、既存施設を統合校舎等として使用するために必要な改修工事</p> <p>b 義務教育学校の設置に係る学校統合に伴い、既存施設を統合校舎等として使用するために建物に接続する施設(吹き抜けの渡り廊下等)を新設するために必要な工事 ただし、当該施設については建物以外の工作物に該当するものに限る</p> <p>c 義務教育学校の設置に係る学校統合に伴い、教育を効果的に実施するために必要となる異学年交流スペースを既存施設に新設するために必要な内部改修工事</p> <p>&lt;交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)&gt;</p> <p>① 上記①に該当する事業 1校あたり7,000万円以上の事業が対象(小規模校(建物区分ごとに面積が800㎡以下)1,000万円)</p> <p>② 上記②に該当する事業 1校あたり7,000万円以上の事業が対象(小規模校(建物区分ごとに面積が800㎡以下)1,000万円) 上限額は2億円(過去急増市町村にあつては3億円)</p> <p>③ 上記③に該当する事業 1校あたり400万円以上の事業が対象。上限額は2億円(過去急増市町村にあつては3億円)。</p> <p>※2 箇年以上の工事に係る下限額については、工事全体の施設整備計画に計上している実工事費に対して学校単位で適用</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課						
	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新増築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	へき地教職員住宅、へき地集会室及びへき地寄宿舎の新増築事業	国直 補助対象事業費の1/2 (離島、過疎(統合)※ 5.5/10)		学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債 15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p>&lt;資格面積&gt;</p> <p>① へき地教職員住宅</p> <p>敷面積(㎡)に於て敷地面積</p> <p>又は</p> <p>80㎡/戸×過疎率(不足率)</p> <p>【値に於ては、原則1戸用、1戸あたり40㎡とする。】</p> <p>② へき地集会室</p> <p>学校等に於ける区内 課外室の必要面積</p> <p>×</p> <p>当該学校の屋内運動場 (へき地基金)の 果を面積</p> <p>=</p> <p>集会室面積</p> <p>③ へき地寄宿舎</p> <p>1人当たり必要面積</p> <p>×</p> <p>1戸あたりの 児童生徒数</p> <p>=</p> <p>必要面積</p> <p>=</p> <p>必要面積</p> <p>【値に於ては、原則1戸用、1戸あたり40㎡とする。】</p>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課						
公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)・特別支援学校	木の教育環境の整備に関する事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	木のふれあいの場、専用講堂整備事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;整備内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木のふれあいの場</td> <td>国庫補助の教室、通廊、金庫等設備を併設し、対象校の木を利用した木造の床、アレイカー、調整スペース、ディスプレイ、読書スペース、心の教室(カウンセリング室、食育指導室等)の建設の整備。</td> </tr> <tr> <td>専用講堂</td> <td>国庫補助の教室等の一部に木材を活用したもので、学校内木造学生食堂の建設及び木造の良質な、文化活動に利用することが可能な遊樂の整備。 [国庫補助率: 1,000円を上限とする]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、専用講堂については、特別支援学校は対象外</p> <p>&lt;交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)&gt;</p> <p>各学校ごとに600万円以上 ただし、心の教室の整備については、400万円以上 (各学校設置者が併行して2校以上整備する場合は、1校につき200万円以上とする。)</p>	区分	内容	木のふれあいの場	国庫補助の教室、通廊、金庫等設備を併設し、対象校の木を利用した木造の床、アレイカー、調整スペース、ディスプレイ、読書スペース、心の教室(カウンセリング室、食育指導室等)の建設の整備。	専用講堂	国庫補助の教室等の一部に木材を活用したもので、学校内木造学生食堂の建設及び木造の良質な、文化活動に利用することが可能な遊樂の整備。 [国庫補助率: 1,000円を上限とする]	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
区分	内容															
木のふれあいの場	国庫補助の教室、通廊、金庫等設備を併設し、対象校の木を利用した木造の床、アレイカー、調整スペース、ディスプレイ、読書スペース、心の教室(カウンセリング室、食育指導室等)の建設の整備。															
専用講堂	国庫補助の教室等の一部に木材を活用したもので、学校内木造学生食堂の建設及び木造の良質な、文化活動に利用することが可能な遊樂の整備。 [国庫補助率: 1,000円を上限とする]															



施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
公立小中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・共同調理場	太陽光発電等の整備に関する事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用設備又は蓄電池の整備事業	国直 補助対象事業費の1/2		地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を地域政策課に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<整備内容> ①太陽光発電等を設置するために必要となる工事一式 ②蓄電池(単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る。) <交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)> 各学校ごとに400万円以上 ※蓄電池については、1,000万円が上限	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱 地方債同意等基準運用要項別紙21(1)ウ・2(1)	財務施設課
特別支援学校	特別支援学校建物の整備事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	特別支援学校の建物の整備事業	国直 <新増築事業> 補助対象事業費の1/2 <廃校・余裕教室等改修事業> 補助対象事業費の1/2		幼・高等部の新増築及び廃校・余裕教室等改修事業 学校教育施設等整備事業 <充当率> 75% 小・中学部の新増築事業 学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対債は50%)	① 新増築事業 小・中学部の新増築事業については、公立学校施設整備費負担金、幼・高等部については、学校施設環境改善交付金により措置 <資格面積> 原則として面積の取扱いについては、国庫負担金事業の面積の取扱いに準ずる。 光電等の認定Fにおける必要面積 - 事業を行う年度の5月1日における保有面積 - 整備資格面積 ※必要面積 運用細目第4-6参照 ② 廃校・余裕教室等改修事業 特別支援学校における近年の児童生徒数の増加に対応するため、廃校や余裕教室等の既存施設を活用して分校や分教室を整備することにより、特別支援学校の教室不足の解消を図るための工事 <工事内容> ・余裕教室や廃校等の既存施設を特別支援学校の用に供するよう改修し、障害児等の学習環境を改善する工事 ・特別支援学校の教室不足を解消することに伴い必要となる工事 <交付金算定対象の範囲(施設整備計画における工事費)> ・1校あたり400万円以上の事業が対象 ※2箇年以上の工事については、工事全体の施設整備計画に計上している実工事費に対して適用	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課
幼稚園	幼稚園の園舎の新増築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	幼稚園の園舎の新増築及び増築事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<資格面積> 「当該幼稚園の学級数に応ずる必要面積※」 - 「保有面積」 = 「資格面積」 ※必要面積 運用細目第4-1参照	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	財務施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																																																	
学校給食施設	学校給食施設整備事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	<p>公立の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設の整備に関する新・増築、改築事業</p> <p>但し、算定割合について、へき地の特例あり</p> <p>へき地算定割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>財政力指数</th> <th>算定割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新・増築事業</td> <td>0.2未満</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2以上0.4未満</td> <td>5.5/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.4以上0.5未満</td> <td>5.5/10</td> </tr> <tr> <td>改築事業</td> <td>0.2未満</td> <td>5.5/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2以上0.4未満</td> <td>5.5/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.4以上0.5未満</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table>		財政力指数	算定割合	新・増築事業	0.2未満	2/3		0.2以上0.4未満	5.5/10		0.4以上0.5未満	5.5/10	改築事業	0.2未満	5.5/10		0.2以上0.4未満	5.5/10		0.4以上0.5未満	5/10	国庫		学校教育施設等整備事業<充当率>90%(財対債15%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;対象施設基準&gt;</p> <p>ア 単独校調理場 (ア) 調理場施設等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童等の数</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200人以下</td><td>170㎡</td></tr> <tr><td>201人～400人</td><td>213㎡</td></tr> <tr><td>401人～600人</td><td>266㎡</td></tr> <tr><td>601人～900人</td><td>319㎡</td></tr> <tr><td>901人～1,200人</td><td>361㎡</td></tr> <tr><td>1,201人～1,500人</td><td>383㎡</td></tr> <tr><td>1,501人以上</td><td>406㎡に1,501人を超える300人ごとに22㎡を加えた面積</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 附帯施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>児童等の数</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6">かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目</td><td>200人以下</td><td>5,190,000円</td></tr> <tr><td>201人～400人</td><td>6,480,000円</td></tr> <tr><td>401人～600人</td><td>8,400,000円</td></tr> <tr><td>601人～900人</td><td>9,750,000円</td></tr> <tr><td>901人～1,200人</td><td>11,220,000円</td></tr> <tr><td>1,201人～1,500人</td><td>12,420,000円</td></tr> <tr><td>1,501人以上</td><td>13,650,000円に1,501人を超える300人ごとに1,200,000円を加えた額</td></tr> </tbody> </table> <p>上記(ア)(イ)の他に、食品貯蔵施設(へき地の学校に限る。)、炊飯給食施設、附帯施設(炊飯給食施設)、アレルギー対策室に対する基準面積、基準金額あり。</p> <p>イ 共同調理場 (ア) 共同調理場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童等の数</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>500人以下</td><td>374㎡</td></tr> <tr><td>501人～1,000人</td><td>465㎡</td></tr> <tr><td>1,001人～2,000人</td><td>884㎡</td></tr> <tr><td>2,001人～3,000人</td><td>1,288㎡</td></tr> <tr><td>3,001人～4,000人</td><td>1,679㎡</td></tr> <tr><td>4,001人～5,000人</td><td>1,925㎡</td></tr> <tr><td>5,001人～6,000人</td><td>2,195㎡</td></tr> <tr><td>6,001人～7,000人</td><td>2,490㎡</td></tr> <tr><td>7,001人以上</td><td>2,802㎡に7,001人を超える1,000人ごとに285㎡を加えた面積</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 附帯施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>児童等の数</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="8">かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目</td><td>500人以下</td><td>9,900,000円</td></tr> <tr><td>501人～1,000人</td><td>13,800,000円</td></tr> <tr><td>1,001人～2,000人</td><td>19,800,000円</td></tr> <tr><td>2,001人～3,000人</td><td>35,700,000円</td></tr> <tr><td>3,001人～4,000人</td><td>48,300,000円</td></tr> <tr><td>4,001人～5,000人</td><td>60,600,000円</td></tr> <tr><td>5,001人～6,000人</td><td>72,300,000円</td></tr> <tr><td>6,001人～7,000人</td><td>84,000,000円</td></tr> <tr><td>7,001人以上</td><td>95,700,000円に7,001人を超える1,000人ごとに11,700,000円を加えた額</td></tr> </tbody> </table> <p>上記(ア)(イ)の他に厨房処理機、自家発電機、廃水処理施設、炊飯給食施設、附帯施設(炊飯給食施設)、アレルギー対策室に対する基準面積、基準金額あり。</p> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <p>ア 基準面積・建築単価により算出</p> $\text{基準面積} \times \text{建築単価} + \text{附帯施設基準金額}$ <p>* 基準面積：単独校調理場、共同調理場の基準面積 * 建築単価 年度ごとに別途定められる。</p> <p>イ 実工事費により算出</p> $\text{本体施設の対内実工事費} + \text{附帯施設の対内実工事費}$ <p>ア、イともに新たな学校給食施設の整備に当たり既存の学校給食施設の解体撤去を併せて実施する場合は解体撤去費も計上できる。</p> <p>アとイの金額を比較し、金額が低い方に算定割合を掛け、交付金額を算出する。</p>	児童等の数	基準面積	200人以下	170㎡	201人～400人	213㎡	401人～600人	266㎡	601人～900人	319㎡	901人～1,200人	361㎡	1,201人～1,500人	383㎡	1,501人以上	406㎡に1,501人を超える300人ごとに22㎡を加えた面積	対象品目	児童等の数	基準金額	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目	200人以下	5,190,000円	201人～400人	6,480,000円	401人～600人	8,400,000円	601人～900人	9,750,000円	901人～1,200人	11,220,000円	1,201人～1,500人	12,420,000円	1,501人以上	13,650,000円に1,501人を超える300人ごとに1,200,000円を加えた額	児童等の数	基準面積	500人以下	374㎡	501人～1,000人	465㎡	1,001人～2,000人	884㎡	2,001人～3,000人	1,288㎡	3,001人～4,000人	1,679㎡	4,001人～5,000人	1,925㎡	5,001人～6,000人	2,195㎡	6,001人～7,000人	2,490㎡	7,001人以上	2,802㎡に7,001人を超える1,000人ごとに285㎡を加えた面積	対象品目	児童等の数	基準金額	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目	500人以下	9,900,000円	501人～1,000人	13,800,000円	1,001人～2,000人	19,800,000円	2,001人～3,000人	35,700,000円	3,001人～4,000人	48,300,000円	4,001人～5,000人	60,600,000円	5,001人～6,000人	72,300,000円	6,001人～7,000人	84,000,000円	7,001人以上	95,700,000円に7,001人を超える1,000人ごとに11,700,000円を加えた額	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	財政力指数	算定割合																																																																																																									
新・増築事業	0.2未満	2/3																																																																																																									
	0.2以上0.4未満	5.5/10																																																																																																									
	0.4以上0.5未満	5.5/10																																																																																																									
改築事業	0.2未満	5.5/10																																																																																																									
	0.2以上0.4未満	5.5/10																																																																																																									
	0.4以上0.5未満	5/10																																																																																																									
児童等の数	基準面積																																																																																																										
200人以下	170㎡																																																																																																										
201人～400人	213㎡																																																																																																										
401人～600人	266㎡																																																																																																										
601人～900人	319㎡																																																																																																										
901人～1,200人	361㎡																																																																																																										
1,201人～1,500人	383㎡																																																																																																										
1,501人以上	406㎡に1,501人を超える300人ごとに22㎡を加えた面積																																																																																																										
対象品目	児童等の数	基準金額																																																																																																									
かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目	200人以下	5,190,000円																																																																																																									
	201人～400人	6,480,000円																																																																																																									
	401人～600人	8,400,000円																																																																																																									
	601人～900人	9,750,000円																																																																																																									
	901人～1,200人	11,220,000円																																																																																																									
	1,201人～1,500人	12,420,000円																																																																																																									
1,501人以上	13,650,000円に1,501人を超える300人ごとに1,200,000円を加えた額																																																																																																										
児童等の数	基準面積																																																																																																										
500人以下	374㎡																																																																																																										
501人～1,000人	465㎡																																																																																																										
1,001人～2,000人	884㎡																																																																																																										
2,001人～3,000人	1,288㎡																																																																																																										
3,001人～4,000人	1,679㎡																																																																																																										
4,001人～5,000人	1,925㎡																																																																																																										
5,001人～6,000人	2,195㎡																																																																																																										
6,001人～7,000人	2,490㎡																																																																																																										
7,001人以上	2,802㎡に7,001人を超える1,000人ごとに285㎡を加えた面積																																																																																																										
対象品目	児童等の数	基準金額																																																																																																									
かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機等合計19品目	500人以下	9,900,000円																																																																																																									
	501人～1,000人	13,800,000円																																																																																																									
	1,001人～2,000人	19,800,000円																																																																																																									
	2,001人～3,000人	35,700,000円																																																																																																									
	3,001人～4,000人	48,300,000円																																																																																																									
	4,001人～5,000人	60,600,000円																																																																																																									
	5,001人～6,000人	72,300,000円																																																																																																									
	6,001人～7,000人	84,000,000円																																																																																																									
7,001人以上	95,700,000円に7,001人を超える1,000人ごとに11,700,000円を加えた額																																																																																																										

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
学校体育諸施設	学校水泳プール(屋外)新改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	義務教育諸学校の屋外水泳プールを新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3  (地震特措法第4条規定の適用のある浄水型水泳プールは1/2)		学校教育施設等整備事業<充当率>90% (財対債15%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入  (地震特措法第4条規程の適用がある場合)元利償還金50%を基準財政需要額に算入(財対債は50%)	<交付要件> ① 学校教育上支障のない範囲で、一般に開放するよう配慮されていること ② プール本体、これに附属する室(更衣室、シャワー室、管理室及び便所)及び浄化装置(浄水型の場合)を備えていること  <補助対象事業費> 補助対象事業費=水面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(水面積×建築単価)の場合は、 補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 水面積の上限は400㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法  義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目  学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	学校水泳プール上屋新改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	義務教育諸学校の水泳プール上屋を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3  (財政力指数が1.00を超える指定都市の場合は1/3×1/(財政力指数))		学校教育施設等整備事業<充当率>75%		<交付要件> ① 利用期間の延長等、効率的利用を図るための上屋の新築又は改築であること ② 主要構造部分が鉄骨構造又はこれと同等以上の耐用年数を有する構造のものであること  <補助対象事業費> 補助対象事業費=上屋内面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(上屋内面積×建築単価)の場合は、補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 上屋内面積の上限は600㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法  義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目  学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	学校水泳プール(屋内)新改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	義務教育諸学校の屋内水泳プールを新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3  (地震特措法第4条規定の適用のある浄水型水泳プールの場合は1/2)		学校教育施設等整備事業<充当率>75%		<交付要件> ① 学校教育上支障のない範囲で、一般に開放するよう配慮されていること ② 年間を通じて利用できる屋内温水プールであること ③ プール本体、これに附属する室(更衣室、シャワー室、管理室及び便所)及び浄化装置(浄水型の場合)を備えていること  <補助対象事業費> 補助対象事業費=水面積※1×建築単価※2 ただし、対象内実工事費※3<(水面積×建築単価)の場合、 補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 水面積の上限は400㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法  義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目  学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
	学校水泳プール耐震補強事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	義務教育諸学校の既設水泳プールの耐震補強を行う事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業<充当率>75%		<交付要件> 給排水管等の免震処理、設備機器の固定、水槽のFRP、ステンレス化等を行うもので、補助対象事業費が600万円以上であること  <補助対象事業費> 補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する	スポーツ基本法  義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目  学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
学校体育諸施設	中学校武道場新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	公立の中学校、義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)又は特別支援学校中部の武道場を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3  (財政力指数が1.00を超える指定都市の場合は1/3×1/(財政力指数)ただし、弓道場を除く)		学校教育施設等整備事業 <充当率>90% (財対債15%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<交付要件> ① 武道を行う室及びこれに附属する室(更衣室、便所及び用具室等)を備えていること ② 弓道場は、補助対象事業費が600万円以上であること  <補助対象事業費> ① 柔剣道場、柔道場、剣道場、相撲場、なぎなた場、その他武道場 補助対象事業費=床面積×1×建築単価×2 ただし、対象内実工事費※3<(床面積×建築単価)の場合、補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 床面積の上限は以下のとおり ・柔剣道場・・・450㎡ ・柔道場、相撲場及びその他武道場・・・250㎡ ・剣道場及びなぎなた場・・・300㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び附帯工事費  ② 弓道場 補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する	スポーツ基本法  義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目  学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課
スポーツ施設(社会体育施設)	地域スイミングセンター新改築事業 (学校施設環境改善交付金)	市町村	談話室、トレーニング室等を備えた屋内又は屋外の水泳プール(一般型・浄水型)を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/2又は1/3  (地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プールについては1/2)		学校教育施設等整備事業 <充当率>75%		<交付要件> 1 熱中症対策に配慮された一般の利用に供するための地域スイミングセンターを新築又は改築する事業であること。 2 次に掲げる整備要件を満たすものであること。 (1) 屋内スイミングセンター ア 一般型 年間を通じて利用できる屋内温水プールで、水泳プール本体及びこれに附属する室(更衣室、シャワー室、管理室、便所、談話室及びトレーニング室とする。以下この項目について同じ。)を備えている建物であること。 イ 浄水型 年間を通じて利用できる屋内温水プールで、水泳プール本体及びこれに附属する室に加え、災害時にプール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えている建物であること。 (2) 屋外スイミングセンター 浄水型 水泳プール本体及びこれに附属する室に加え、災害時にプール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えていること。 3 整備する水泳プールの水面積は200㎡以上であること。  <補助対象事業費> 補助対象事業費=水面積×1×建築単価×2(プール分) +床面積×3×建築単価(付属室分) ただし、対象内実工事費※4<(水面積×建築単価)+(床面積×建築単価)の場合は、 補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 水面積の上限は600㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 床面積の上限は100㎡ ※4 本工事費及び附帯工事費	スポーツ基本法  義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律  公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目  学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課  競技・施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
スポーツ施設(社会体育施設)	地域水泳プール新築改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	屋内又は屋外の水泳プール(浄水型)を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/2		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;交付要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 熱中症対策に配慮された一般の利用に供するための屋内又は屋外の浄水型水泳プール(地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受けるものに限る。)を新築又は改築する事業であること。</li> <li>2 水泳プール本体、これに附属する室(更衣室、シャワー室、管理室及び便所)に加え、災害時にプール水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えていること</li> <li>3 屋内水泳プールは年間を通じて利用できる屋内温水プールであること</li> </ol> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <p>補助対象事業費=水面積×1×建築単価×2 ただし、対象内実工事費×3&lt;(水面積×建築単価)の場合、 補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>※1 水面積の上限は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内水泳プール・・・600㎡</li> <li>・屋外水泳プール・・・400㎡</li> </ul> <p>※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価</p> <p>※3 本工事費及び附帯工事費</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	地域スポーツセンター新築改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	地域スポーツクラブの活動拠点としてふさわしいクラブハウスを備えた屋内総合スポーツ施設を新築又は改築し、あるいは改造する事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;交付要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターを新築又は改築し、あるいは改造する事業であること</li> <li>2 競技スペース及び地域スポーツクラブの活動拠点としてふさわしいクラブハウスの機能を併せ持つ施設であること</li> <li>3 整備後の床面積は2,000㎡以上であること</li> <li>4 体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備えていること</li> <li>5 改造事業については社会体育施設整備費補助金又は公立学校等施設整備費補助金の交付を受けて建築後20年以上を経過した、床面積が1,500㎡以上の体育館であること。また、地域スポーツセンターとしては不十分な施設を改造するものであり、交付対象事業費が6,000万円以上であること</li> </ol> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新築又は改築 補助対象事業費=床面積×1×建築単価×2 ただし、対象内実工事費×3&lt;(床面積×建築単価)の場合、 補助対象事業費=対象内実工事費</li> <li>※1 床面積の上限は4,000㎡ ただしスポーツ科学研究スペースもしくは宿泊スペースの機能を付加する施設は6,000㎡</li> <li>※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価</li> <li>※3 本工事費及び附帯工事費</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 改造 補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する。</li> </ol>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	地域屋外スポーツセンター新築改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	照明施設及び談話室、トレーニング室等を備えた多目的屋外運動場を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;交付要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターを新築又は改築する事業であること</li> <li>2 照明施設及びクラブハウスを備えている屋外運動場であること</li> <li>3 屋外運動場は、陸上競技場、球技場(野球場及びコートを除く)又は多目的運動場とし、グラウンドの面積が5,000㎡以上であること</li> <li>4 照明施設は、被照明面積に対し、二辺以上の方向から照明され、地上面における平均照度が200ルクス以上であること</li> <li>5 クラブハウスは、管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等を全て備えていること</li> </ol> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <p>補助対象事業費=整備面積×1×建築単価×2 ただし、対象内実工事費×3&lt;(整備面積×建築単価)の場合、 補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>※1 整備面積の上限は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外運動場・・・グラウンド面積10,000㎡</li> <li>・照明施設・・・被照明面積10,000㎡</li> <li>・クラブハウス・・・床面積330㎡</li> </ul> <p>※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価</p> <p>※3 本工事費及び附帯工事費</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
スポーツ施設(社会体育施設)	地域武道センター新改築事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	談話室、トレーニング室等を備えた武道場を新築又は改築する事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;交付要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一般の利用に供するための地域武道センターを新築又は改築する事業であること</li> <li>武道を行う室及びこれに附属する室(管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、便所及び用具室等)を備えていること</li> <li>整備する武道場(弓道場を除く。)の床面積が550㎡以上であること</li> </ol> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>柔剣道場 補助対象事業費=床面積×1×建築単価×2 ただし、対象内実工事費×3&lt;(床面積×建築単価)の場合、 補助対象事業費=対象内実工事費 ※1 床面積の上限は2,100㎡ ※2 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※3 本工事費及び付帯工事費</li> <li>弓道場 補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の1/3を定額とし補助する。</li> </ol>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	社会体育施設耐震化事業(構造体の耐震化)(学校施設環境改善交付金)	市町村	耐震診断の結果、一定の耐震性能が確保されていない社会体育施設の耐震化を行う事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;交付要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果、次のいずれかに該当したものについて、耐震化を行う事業であること (1) 1s値が0.7未満又はq値が1.0未満(CTU・SD値が0.3未満)の鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物 (2) 1s値がおおむね1.0以下で、かつ、補強を必要とする特別な理由のある建物 (3) 上記(1)及び(2)以外の非木造建物で、文部科学大臣が認めるもの(この場合、公的機関の確認を受けること。) (4) 1w値1.1未満の木造建物</li> <li>非木造建物については、補強後の当該建物に係る1s値が0.7を超え、かつq値が1.0を超えること</li> <li>木造建物については、補強後の当該建物の1w値が1.1を超えること</li> <li>上記2又は3により難い場合は、当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られることが認定されること。</li> </ol> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <p>補助対象事業費=補強を要する建物面積×建築単価×1 ただし、対象内実工事費×2&lt;(補強を要する建物面積×建築単価)の場合、 補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の上限は1施設あたり2億円とする。 ※1 建築単価 別で定める1平方メートル当たりの単価 ※2 本工事費付帯工事費及び耐震診断費等 ※3 1s値等の「構造耐震指標」については、耐震診断第2次診断で得られたものとする。</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
	社会体育施設耐震化事業(非構造部材の耐震対策等)(学校施設環境改善交付金)	市町村	社会体育施設の建築非構造部材の耐震対策等を行う事業	国直 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;交付要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>構造体の耐震性を備えた公立社会体育施設のうち、非構造部材の耐震対策がなされていない施設について、非構造部材の耐震対策等を行う事業</li> <li>対象となる工事 (1) 外壁及び仕上材の剥落・落下防止 (2) 建具及びガラスの破損・落下防止 (3) 間仕切り及び内装材等の剥落・落下防止 (4) 天井材及び天井器具の落下防止 (5) 屋根材の落下防止 等</li> </ol> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <p>補助対象事業費=対象内実工事費 補助対象事業費の上限は1施設あたり1億円とする ※構造体の耐震化及びその関連工事として建築非構造部材の耐震対策工事等を一体で行う場合は、社会体育施設耐震化事業(構造体の耐震化)により申請を行うこと ※過去に社会体育施設耐震化事業(構造体の耐震化)の採択を受けている場合は、その補助対象事業費と併せて2億円が上限となる</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
スポーツ施設(社会体育施設)	ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業(学校施設環境改善交付金)	市町村	ラグビー競技を実施できるスポーツ施設を整備する事業	国庫 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;交付要件&gt;</p> <p>1 一般の利用に供するための次のいずれかの事業</p> <p>(1) ラグビー場等を新築又は改築する事業</p> <p>(2) 既存の運動場をラグビー競技が実施できるように改修する事業</p> <p>(3) 既存のラグビー場を改修する事業</p> <p>2 対象となる工事</p> <p>(1) 天然芝新改築又は改修</p> <p>(2) 人工芝(ハイブリッド芝)新改築又は改修</p> <p>(1)及び(2)と一体的に行うラグビーボールの設置は交付対象に含む。ただし、移動が可能なボールの購入は対象外</p> <p>(3) 防球ネット新改築又は改修</p> <p>(4) クラブハウス新改築又は改修</p> <p>管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等とし、いずれかのみの新改築又は改修工事も対象</p> <p>(5) 照明施設新改築又は改修</p> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <p>補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>補助対象事業費の上限は次による</p> <p>1 天然芝の補助対象事業費の上限は1施設あたり1億円とする</p> <p>2 人工芝の補助対象事業費の上限は1施設あたり2億3,000万円とする</p> <p>3 防球ネットの補助対象事業費の上限は1施設あたり5,000万円とする</p> <p>4 クラブハウスの補助対象事業費の上限は1施設あたり4,000万円とする</p> <p>5 照明施設の補助対象事業費の上限は1施設あたり5,000万円とする</p> <p>&lt;国庫補助時限&gt;</p> <p>令和4年度まで</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課
社会体育施設の質的整備事業(脱炭素社会実現に向けた整備工事)(学校施設環境改善交付金)	市町村	社会体育施設の脱炭素社会実現に向けた質的整備に係る事業	国庫 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;交付要件&gt;</p> <p>1 一般の利用に供するためのスポーツ施設を対象とし、温室効果ガスの排出削減を支援する事業であること</p> <p>2 原則として、備品に該当しない改修工事・既存設備の撤去又はその関連工事は全て対象とする</p> <p>3 一部分を改修する等の維持修繕とみなされるものは対象外とする</p> <p>4 対象となる工事</p> <p>(1) 建具の断熱材・気密性を向上するための建具改修工事</p> <p>(2) 高効率型照明器具、点滅・調光装置を導入する工事</p> <p>(3) 省エネルギー型空調(冷暖房設備)を導入する工事</p> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <p>(1)及び(2)</p> <p>補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>(3)</p> <p>補助対象事業費=床面積×1×建築単価×2</p> <p>ただし、対象内実工事費×3&lt;(床面積×建築単価)の場合、補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>※1 床面積</p> <p>空調設置工事の対象となる室等の床面積</p> <p>※2 建築単価</p> <p>別で定める1平方メートル当たりの単価</p> <p>※3 本工事費及び附帯工事費</p> <p>1施設当たりの交付対象経費の上限額は2億円とする。下限額は400万円とする</p> <p>1施設で対象となる工事を行うにあたり、それぞれの事業が下限額を下回ったとしても、合算した工事費が1,200万円以上であれば申請できる</p> <p>ただし、合算した場合であっても上限額は2億円とする</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課	
社会体育施設の質的整備事業(空調整備工事)(学校施設環境改善交付金)	市町村	社会体育施設の空調整備に係る事業	国庫 補助対象事業費の1/3		学校教育施設等整備事業 <充当率> 75%		<p>&lt;交付要件&gt;</p> <p>スポーツを行うために必要な全ての室(体育室・武道室及びこれに附属する室等)を対象とし、その冷暖房設備の設置(工事を伴う新設・更新)に要する経費及びその関連工事</p> <p>&lt;補助対象事業費&gt;</p> <p>補助対象事業費=床面積×1×建築単価×2</p> <p>ただし、対象内実工事費×3&lt;(床面積×建築単価)の場合、補助対象事業費=対象内実工事費</p> <p>※1 床面積</p> <p>空調設置工事の対象となる室等の床面積</p> <p>※2 建築単価</p> <p>別で定める1平方メートル当たりの単価</p> <p>※3 本工事費及び附帯工事費</p> <p>1施設当たりの交付対象経費の上限額は2億円とする。下限額は400万円とし、施設単位ごとに上回っていれば、補助対象耐震化事業と同時併行で実施する場合には、併せた工事費が下限額を上回る場合に対象とする。</p>	スポーツ基本法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱	保健体育課 競技・施設課	